

**調布市における
監理団体活用の考え方**

令和6年4月改訂

調布市

はじめに

調布市（以下「市」という。）が提供するサービスは、市民に身近で、かつ、市民生活に欠かすことのできないものが多く、その分野は非常に多岐にわたっています。また、様々な法改正・制度改正をはじめ、市民ニーズの多様化・複雑化のほか、国や東京都からの権限移譲などに伴い、市行政に対する需要は引き続き、増加傾向にあります。

そのため市は、これまでも行政の代行・補完機能を有する監理団体と連携・協力しながら、市民福祉・市民サービスの向上に努めてきたところですが、今後も市における限りある経営資源を効果的・効率的に最大限活用する中で、質の高い市民サービスを持続的に提供していくためには、監理団体との連携を強化していくことが重要な取組の一つであると考えています。

そこで市としては、今後における監理団体の役割や、監理団体に対する市の取組などを整理し、それらについて監理団体が市と共通認識を持つことで、より良い市民サービスの提供などにつなげるため、改めて、市としての監理団体活用の考え方をまとめました。今後、本書に沿って、増大する市民ニーズ・行政需要に対して適切に、かつ、効果的・効率的に応えるため、監理団体改革を推進していきます。

目 次

1	監理団体について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 監理団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 監理団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(3) 市における監理団体の沿革・・・・・・・・	2
2	市の関与について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 監理団体に対する指導監理・・・・・・・・	3
	(2) 監理団体改革に関する取組・・・・・・・・	3
3	監理団体の存在意義について・・・・・・・・	4
	(1) 監理団体の特性・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 市行政に対する需要の増加への対応・・	5
4	監理団体活用の考え方について・・・・・・・・	5
	(1) 監理団体活用の視点・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) 市業務の担い手としての活用・・・・・・・・	6
	(3) 指定管理者としての活用・・・・・・・・	6
	(4) 災害等への対応における連携・・・・・・・・	7
5	監理団体活用に伴う取組について・・・・・・・・	7
	(1) 経営の透明性向上・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2) 特性に応じた活動の促進・・・・・・・・	7
	(3) 市職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4) 人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(5) 給与制度の適正な運用・・・・・・・・	8
	(6) 市における事業評価等の実施・・・・・・・・	9
	(7) 監理団体におけるPDCAマネジメントサイク	9
6	監理団体活用の考え方を踏まえた今後の取組につ	9

1 監理団体について

(1) 監理団体とは

監理団体とは、市が出資若しくは出えんを行っている団体又は設立について市が関与し、かつ、市が継続的に財政支出若しくは人的支援を行っている団体のうち、「調布市監理団体指導監理要綱」及び「調布市監理団体指導監理基準」に基づき、市が指導監理を行う必要がある団体であり、具体的には、次のいずれかに該当し、市長の指定を受けた団体をいいます。

ア 市の出資又は出えんの額が当該団体の資本金又は基本財産の額の4分の1以上である団体

イ 市からの継続的な財政支援の額が当該団体の総収入の額の概ね2分の1以上である団体

ウ 市が継続的に人的支援を行っている団体

エ アからウまでに掲げるもののほか、特に指導監理が必要と認められる団体

(2) 監理団体の役割

監理団体は、市の指導監理の下、公共性・公益性を確保しながら、自立した活動において団体としての柔軟性・機動性を活かし、市と連携を図る中でより効果的・効率的に、かつ、安定的に各種サービスの提供を担っている団体であり、行政の代行的、補完的な機能を果たしています。

具体的には、市における施策・事業の推進を図る観点などを踏まえて、市から受託する業務や公の施設における指定管理者としての業務のほか、団体自らの創意工夫に基づく自主事業を通して、様々なサービスを市民に提供する役割を担っています。

これらのことから、監理団体は市と共により良い市民サービスを提供し、市民福祉の向上を目指す市にとって重要なパートナーであり、市では、監理団体が今後も引き続き、これらの役割を果

たしていくことを期待しているところです。

(3) 市における監理団体の沿革

監理団体は，市政を取り巻く状況の変化や法制度を踏まえて設立された団体です。

市においては，市行政に対する需要の高まりや多様化・複雑化する市民ニーズなどを踏まえて，福祉，文化，教育，スポーツなどの様々な分野で効果的・効率的にサービスを提供することで，市民福祉の向上に寄与するため，各団体がそれぞれの特性に応じて，市と連携しながら，様々なサービスを市民に提供しています。その中では，市から受託する事業のほか，平成18年度からは，公の施設における指定管理者として指定を受け，団体としてのノウハウ等を生かしたサービスの提供にも継続的に取り組んでいます。

なお，現在は，以下の9団体が市の監理団体となっています。

ア 社会福祉法人調布市社会福祉協議会

(昭和30(1955)年4月)

イ 公益社団法人調布市スポーツ協会

(昭和31(1956)年1月)

ウ 調布市土地開発公社

(昭和48(1973)年4月)

エ 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

(昭和63(1988)年8月)

オ 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館

(平成4(1992)年1月)

カ 公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団

(平成7(1995)年3月)

キ 調布エフエム放送株式会社

(平成9(1997)年6月)

ク 社会福祉法人調布市社会福祉事業団

(平成11(1999)年6月)

ケ 一般財団法人調布市市民サービス公社
(平成12(2000)年2月)

※括弧内は団体の設立年月

(前身の団体がある場合はその設立年月)

2 市の関与について

(1) 監理団体に対する指導監理

市は、監理団体の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、自立的な経営を促進することで、効果的・効率的な市政運営を推進するため、「調布市監理団体指導監理要綱」及び「調布市監理団体指導監理基準」に基づき、監理団体に対する指導監理を行っています。

具体的には、各団体の所管部署による日常的な情報共有や、団体運営上の課題の把握及びその解決に向けた取組の促進などのほか、各団体共通の取組として、役職員の状況や市からの財政支出を含めた予算・決算状況などの概要について、毎年度、市のホームページで公表しています。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、現在は、公益社団法人調布市スポーツ協会、調布市土地開発公社、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団、一般財団法人調布市市民サービス公社の経営状況について、毎年度、議会に報告しています。

(2) 監理団体改革に関する取組

第2次調布市行財政改革アクションプラン(平成16年度～平成18年度)では、監理団体に対する市の財政支出の削減に取り組み、一定の成果につなげることができました。

また、平成18年には、調布市監理団体経営改善計画を策定し、「コスト縮減・収入増の取組」、「組織・人員計画」、「人材育成・給与」、「事務事業の見直し」、「サービス向上の取組」など、各団体の経営改善に取り組みました。

さらに、平成23年に調布市における監理団体活用の考え方を策定した以降においては、公益法人制度改革を踏まえ、各団体の実情に応じて、公益法人への移行や任意団体の法人化に取り組むほか、団体の自主性・自立性を高める観点を踏まえた各団体に対する市職員派遣の見直し、市からの委託事業や補助事業についての事業検証などに取り組んでいます。

今後も行政の代行的、補完的な機能を果たす団体として、安定的で効率的な運営を確保し、市と共により良い市民サービスを提供できるようにするため、引き続き、各団体における経営改善の取組を通じて、自主性・自立性を高める必要があります。併せて、適正な業務執行・団体運営の確保や、人材の育成のほか、事業の見直し、改善の取組や市の財政支出の抑制などにつながる取組を促進していく必要があります。

3 監理団体の存在意義について

(1) 監理団体の特性

監理団体は、これまで培ってきた団体の専門性や人材、様々なノウハウなどを活用することにより、市が直接サービスを提供するよりも、効果的・効率的・専門的にサービスを提供することができます。

また、日常的に市からの指導監理を受けているため、他の民間団体と比べて、規範性・公正性・安定性に優れているとともに、市の施策や考え方等に対する理解も深く、市と連携した取組においても効果的・効率的に対応することができます。そのため、市の政策との連動性が高い業務や採算性等から民間団体に任せられ

ない業務の担い手として適した団体であると言えます。

さらには、市民雇用や市内事業者への業務発注などを通じて、市内経済の発展に大きく寄与していることも特徴となっています。

(2) 市行政に対する需要の増加への対応

市政を取り巻く状況として、今後も市税収入をはじめとした一般財源の大幅な伸びは期待できない一方で、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対応に係る経費など、様々な財政需要が見込まれます。

また、様々な法改正や制度改正への的確な対応をはじめ、社会環境の変化や多様化・複雑化する市民ニーズへの対応のほか、国や東京都からの権限移譲に伴い、市における業務量も増加傾向にあります。

そのような状況においても、市では、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していく必要があります。

そのため、監理団体が担うことが可能な業務については、市と監理団体の役割分担を明確にするとともに、各団体の設立目的や専門性、特性などを総合的に考慮したうえで、積極的に監理団体に任せていくことが必要であり、監理団体の特性を生かすことで、様々な取組について、市と認識を共有しながら、サービスの維持・向上につなげていくことが可能となります。

4 監理団体活用の考え方について

(1) 監理団体活用の視点

監理団体は、これまでも市のパートナーとして、各種サービスを提供してきましたが、各団体におけるこれまでの取組実績や、市政を取り巻く厳しい状況が今後も続くことを見込まれることを踏まえ、今後においては、市として監理団体をこれまで以上に積極的に活用していくとともに、日常的な情報共有をはじめ、事業

の企画・実施や人材育成，災害時の対応なども含めた，双方の連携の強化を図ることで，質の高い市民サービスの持続的な提供につなげていく必要があります。

また，市民雇用や市内事業者への業務発注はもとより，障害者及び高齢者の就労機会の提供や就労支援などについても，市と連携を図りながら取組を進めていきます。

なお，監理団体の積極的な活用にあたっては，各団体がより良い市の重要なパートナーとなるよう，適正な業務の執行や団体運営に向けた組織の活性化のほか，効率的な団体経営や人材の確保・育成などの観点を踏まえ，各団体における課題や実情に応じた指導監理に努めていきます。

(2) 市業務の担い手としての活用

監理団体の特性などを生かすことで，より効果的・効率的に，かつ，安定的にサービスを提供することができる業務については，引き続き，積極的に監理団体に任せることとします。併せて，監理団体が担う業務における成果向上につなげるため，各団体が市と適切な連携を図るとともに，創意工夫によるサービス向上や効率化などに資する取組を市に提案することを期待します。

(3) 指定管理者としての活用

公の施設のうち，市の政策との連動性が高い施設については，管理運営の特殊性に鑑み，今後も引き続き，行政の代行・補完機能を有する監理団体を積極的に活用します。

また，指定管理業務は業務委託と異なり，指定管理者に一定の裁量が認められていることを踏まえ，市は監理団体がそのノウハウ等を最大限に活用できる制度運用に努める中で，各団体に対しては，より多くの成果を市民に還元していくことを期待します。

なお，監理団体の更なる活性化や，各団体における取組成果の向上につなげる観点から，指定管理業務における収支差額の取扱いについては，別

に市が定める監理団体における収支差額の取扱いに関する考え方に基づき、市と監理団体との協議により、多角的な視点から、その効果的な活用について検討します。

(4) 災害等への対応における連携

近年は、震災や豪雨、暴風、酷暑などの自然災害のほか、様々な犯罪の発生、少子高齢化などの社会状況の変化に伴う見守り等の必要性の高まりなど、市民生活や市民の安全・安心に大きな影響を及ぼす事案への対応が求められています。

市としては、監理団体における活動が広範囲で多岐にわたっていることなどを踏まえ、引き続き、災害時等への対応において、各団体と連携を図ります。

5 監理団体活用に伴う取組について

(1) 経営の透明性向上

行政を代行・補完する市の重要なパートナーとして、これまで以上に、監理団体を積極的に活用していくに当たっては、各団体における経営の一層の透明性向上を図る必要があります。

そのため、市における取組との整合や情報提供の適時性などに留意しながら、監理団体の契約情報や事業内容、経営状況等を公表していきます。

なお、法令が求める情報の公開については、法令の規定や改正動向にも注意しつつ、適切な指導監理に努めます。

(2) 特性に応じた活動の促進

監理団体は、その設立目的や形態（公益社団・財団法人、一般財団法人、社会福祉法人、株式会社、地方公社、任意団体）、規模（役職員数、事業予算）、内部組織（機関、機構）などといった特性が、各団体で異なります。

そのため、法令等に基づく団体の責務を果たすことはもちろん

のこと、各団体の特性に応じた活動を推進することで、設立目的の達成をはじめ、組織の活性化や安定的な運営等が確保できるよう、指導・助言を行います。

なお、団体の形態については、今後も画一的に定めるものではなく、各団体の実情に応じた対応を図ります。

(3) 市職員の派遣

監理団体への市職員の派遣については、その必要性について、市の施策を推進する観点や各団体における実情などを総合的に考慮したうえで判断します。

(4) 人材の確保・育成

監理団体においては、市と同様に、最少の経費で最大の効果を目指すことが必要であり、団体運営や事業の企画・運営等を担う人材の確保と育成が重要な取組の一つとなります。

そのため、各団体の事業内容等を踏まえて、引き続き、専門性の確保も含めた多様な人材の確保・活用による簡素で効率的な体制の整備について、指導・助言を行います。また、人事評価制度の導入のほか、市や他団体との人材交流、各種研修などの取組を通じて、職員における幅広い知見や経験を育むほか、職務に対するやりがいや意欲の醸成などを促進します。

(5) 給与制度の適正な運用

監理団体の職員給与については、原則として、各団体が自律的に決めるものですが、監理団体は、市の業務を含めた様々なサービスについて、市と連携を図りながら効果的・効率的に提供するといった特性があることや、職員給与の原資の多くが市からの補助金等であることを踏まえると、一定の基準が必要です。そのため、職員給与については、市の給与水準等と比較考量のうえ決定します。また、給与制度の適正な運用を確保するとともに、人件費に係る補助金等については、市及び監理団体で毎年度の精査を

行います。

(6) 市における事業評価等の実施

今後も市政を取り巻く厳しい状況が見込まれることを踏まえると、市からの委託事業をはじめとして、監理団体が行う市の財政支出を伴う事業について、継続的に精査する必要があります。そのため、定期的に行行政評価の仕組み等を活用しながら、それらの事業に関する有効性・効率性等についての検証を踏まえた見直し、改善につなげていきます。

(7) 監理団体におけるPDCAマネジメントサイクルの推進

監理団体は、行政を代行・補完する機能を有する市の重要なパートナーであることを踏まえると、各団体においても団体運営や事業の計画的かつ効果的・効率的な実施が必要となります。そのため、各団体における中長期的な視点に基づく取組につなげる環境整備や、各種取組の振返りに基づく事業の見直し、改善に関する取組を促進します。

6 監理団体活用の考え方を踏まえた今後の取組について

監理団体の活用に関する基本的な考え方は以上のとおりですが、今後も各団体の一層の活性化や市と連携した施策の推進等における成果の向上のほか、より良い市民サービスの提供や適時適切な情報公開などを通じて、信頼性や透明性を向上させていく必要があります。

そのため、この度改めて整理した監理団体活用に関する基本的な考え方を踏まえ、監理団体に対する市としての指導監理等を進めていきます。

なお、調布市土地開発公社については、土地の先行取得など、法律上、業務が限定されていることから、他の監理団体とは扱いが異なる団体です。そのため、他の監理団体とは別の観点からの活用を進めていきます。

